舟 1 万	依式	土安事業の進行状況報音書	平成 22 年 3 月 31 日
1 0	生活文化スポーツ局	悪質事業者等から都民を守る対策	の強化
事業概要	少しているものの、高 事業者の手口は年々悪 こうした現状に的確	消費生活相談件数は 125, 281 件と前45齢者相談が引き続き増加するなど、質化、巧妙化している。 低に対応するため、不適正取引行為を でが指導を実施し、都民の消費者を	消費者被害を生み出す を行う事業者に対して厳
これまでの経過	○悪質事業者の取締り (1) 不適正な取引行 (2) 警視庁OB職等を (平成21年度 10) (2) 警視庁OB職等を (平成21年度 10) (2) 警視庁 UC (2) 警視庁 UC (2) 警視庁 UC (4) (平成21年度 (4) (平成21年度 (4) (平成21年度 (4) (1) 消費者 とととと者 1 (2) 工都 (2) 工都県庁 ととる者 1 (3) 他府県庁 とき者 1 (3) 他府川県と同日 (3) 他存川県と同日 (3) 他存川県と同日 (4) ・大阪府と同日	を行っている事業者に注意指導を発 対善されない場合は直ちに処分とする 体) を配置する等、警察捜査ノウハウを発 実施(平成21年度 28件) 取引類型の迅速な察知、緊急調査の コップシッピング業者2社に業務停 づく勧告等) による広域的な指導、処分の実施 携 立入調査のうえ、同時行政処分を実施 とは、業務停止命令) 者対策会議 調査のうえ、同時行政処分を実施 で、健康器具の訪販事業者1社、ガ	る警告指導を実施 活用し、悪質事業者に対)実施 止命令等、海外先物業者 施(平成 21 年 11 月 英 平成 21 年度 同窓会名 止命令) ス給湯器の訪販事業者 1 (平成 21 年 10 月 スキ

○処分及び指導等 (1) 行政処分等(平成22年3月末現在28件) (2) 警告指導(平成22年3月末現在 10件) (3) 注意指導(平成22年3月末現在 73件) ○処分等の事例 ・消費生活条例に基づく不用品回収事業者に対する初の禁止命令2社 ・消費生活条例に基づく訪問販売による土地広告事業者に対する初の禁止命令 1 社 現 ・消費生活条例に基づく訪問販売による土地広告事業者に対する勧告1社 在 ・消費生活条例に基づき音楽事務所に対する勧告1社 0 進行状況 ・消費生活条例に基づき立入調査を拒否したドロップシッピング事業者2社、 海外先物取引事業者1社の社名公表 ・ドロップシッピング事業者2社に業務提供誘引販売として全国初の業務停止 ・消費生活条例に基づき精神修養講座事業者1社に業務停止命令 ・消費生活条例に基づき海外先物取引事業者1社に勧告 ○高齢者の消費者被害防止のための地域のしくみづくり (1) ガイドラインを活用した区市町村の取組支援(先進事例等の情報提供等) (2) 区市町村等の消費生活相談の充実のための支援(高齢者相談マニュアルの活 用、相談支援サイトの運用) ○引き続き警視庁、国、道府県等関係機関と協力しながら悪質事業者の取締りを 今後の 積極的に実施していく。 見

問い	合わせ先	生活文化スポーツ局 企画調整課	消費生活部	電話	03-5388-3053

通